

事 務 連 絡

平成 1 4 年 7 月 1 日

社団法人全国個人タクシー協会

関東支部 支部長 殿

関東運輸局自動車交通部

旅客第 2 課長

東京特別区武三交通圏における定額運賃設定認可申請書様式例の
送付について

標記について、別紙のとおり定額運賃設定認可申請書様式例を作成したので
参考までに送付する。

平成〇〇年〇月〇〇日

関東運輸局長 上子道雄 殿

氏名又は名称

住 所

代表者の氏名

印

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（定額運賃）設定認可申請書

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃（定額運賃）を設定したいので、道路運送法第9条の3第1項及び同法施行規則第10条の3の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称

住 所

代表者の氏名

2. 事業の種類

一般乗用旅客自動車運送事業

3. 設定しようとする運賃を適用する営業区域

特別区武三交通圏

4. 設定しようとする運賃の種類、額、及び適用方法

別紙のとおりとする。

5. 添付書類

省 略

1. 運賃の種類

平成〇〇年〇月〇〇日付けで関東運輸局長が公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の定額運賃に係る適用施設等について」及び「東京特別区武三交通圏を営業区域とする事業者が行う新東京国際空港と特別区武三交通圏との間の定額運賃の取扱いについて」に基づく定額運賃とする。

2. 定額運賃を適用するゾーン

平成〇〇年〇月〇〇日付けで関東運輸局長が公示した「東京特別区武三交通圏を営業区域とする事業者が行う新東京国際空港と特別区武三交通圏との間の定額運賃の取扱いについて」に定めたゾーンのうち、〇ゾーン（注：選択するゾーンをそれぞれ記載する。）とする。

3. 定額運賃の額等

(1) 算出の基礎となる現行認可の距離制運賃等

- ① 距離制 中型車 初乗運賃 2kmまで 〇〇〇円
加算運賃 〇〇〇mまでを増すごとに 〇〇円
小型車 初乗運賃 2kmまで 〇〇〇円
加算運賃 〇〇〇mまでを増すごとに 〇〇円
- ② 遠距離割引 〇 〇〇〇円を超える額について 1割引
- ③ 深夜早期割増 23時から5時まで 〇割増
- ④ 障害者割引 1割引

(2) 設定する定額運賃の額

平成〇〇年〇月〇〇日付けで関東運輸局長が公示した「新東京国際空港と特別区武三交通圏との間の定額運賃の取扱いについて」に基づき算出した次表の額とする。

適用ゾーン	車種区分	定額運賃(円)	深夜早期割増適用運賃(円)	障害者割引適用運賃(円)	深夜早期割増及び障害者割引適用運賃(円)
A ゾーン	中型車				
	小型車				
B ゾーン	中型車				
	小型車				
C ゾーン	中型車				
	小型車				
D ゾーン	中型車				
	小型車				

4. 適用方法

- (1) 予め営業所又は無線基地局に予約があった場合に適用する。
- (2) 深夜早朝割増は、運送の開始から終了までの時間が深夜早朝時間帯（23時から5時まで）の中にすべて含まれる場合に適用する。
- (3) 障害者割引の対象は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生事務次官通知）に規定する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者とし、当該手帳の提示があった時に適用する。
- (4) 運送の最初から運賃メーターを通常の運送におけるものと同様に操作することとする。
- (5) 運送の途中において、旅客の都合により申込み時に予定した運送経路以外を経由した運送に変更するような場合であって、当該変更経路が適用施設への経路として大きくかけ離れる場合は、通常の距離制運賃を適用することができる。
- (6) 運送の途中において、旅客の都合により運送を中断又は適用施設以外の場所に目的地を変更するような場合は、通常の距離制運賃を適用することとする。